

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(竜王町)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	農事組合法人 西山栄郷の里	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山之上		5449	田	2,995	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
2	農事組合法人 西山栄郷の里	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山之上		5482	田	1,000	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
3	農事組合法人 西山栄郷の里	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山之上		5482-1	田	741	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-
4	農事組合法人 西山栄郷の里	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山之上		5483	田	1,814	使用貸借権	水田	R6.5.1	R16.4.30	10年	-	-

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき